

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り
の翌日)

目 次

◇告 示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(保険課)

土地改良事業の工事の完了(農村整備課)

公有水面の埋立ての免許(港湾課)

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

◇教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)

◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第五百十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものと

みなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

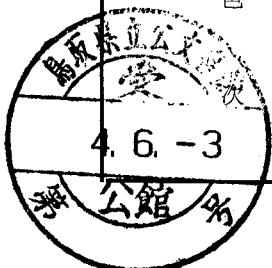
療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
まつだ小児科医	倉吉市新町三丁目一七七八	平成四年五月一日
北斗調剤薬局	倉吉市新町三丁目一七七一	"

鳥取県告示第五百二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑



事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
大鴨土地改良区	土地改良総合整備事業（一般）耳地区区画整理	平成四年一月三十一日

鳥取県告示第五百二十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成四年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

平成四年五月二十九日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

鳥取市賀露町字西浜一七二一―一二三一、一七五七―八二二及び一七五七―一二二五地先公有水面

(二) 区域

その一

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑦の地点を結ぶ平成三年の秋分の満潮位（D・Lプラス〇・三三メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 賀露地区鳥取港燈台（北緯三五度三二分三秒〇九、東

経一三四度一分一秒七二）から二一三度二六分三二秒、

九五〇・二七メートルの地点

②の地点 ①の地点から三五九度〇二分〇〇秒、四九〇・〇〇メ

トルの地点

③の地点 ②の地点から八一度三一分三五秒、一一〇・〇〇メ

トルの地点

④の地点 ③の地点から一七九度〇二分〇〇秒、四〇・〇〇メ

トルの地点

⑤の地点 ④の地点から二六九度〇二分〇〇秒、二・六二メ

トルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一七九度〇二分〇〇秒、二〇三・一〇メ

トルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から八九度〇二分〇〇秒、三八七・六二メ

トルの地点

その二

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑧の地点と⑩の地点を結ぶ平成三年の秋分の満潮位（D・Lプラス〇・三三メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた地域

⑧の地点 賀露地区鳥取港燈台(北緯三五度三二分二三秒〇九、東

経一三四度一分一秒七二)から一八〇度〇四分五〇秒、

四三四・二〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三五九度〇二分〇〇秒、六三・五九メー

ルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から八九度〇二分〇〇秒、一九・〇〇メー

の地点

(三) 面積

一〇八、六三四・二三平方メートル

(その一 一〇八、〇〇二・三二平方メートル)

(その二 六三一・九二平方メートル)

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

鳥取市賀露町字西浜一七二一一一三一、一七五七七八五〇、一七

五七七八四九、一七五七七一九、一七五七四四三、一七五七

八五、一七五七七八六、一七五七四五四、一七五七一、一四、

一七五七七八二及び一七五七一、一二五並びに同市賀露町字西浜一

七二一一一三一、一七五七八三二及び一七五七一、一二五地先公

有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び④の地点と⑦の地点を直線
で結んだ線により囲まれた区域

④の地点 賀露地区鳥取港燈台(北緯三五度三二分二三秒〇九、東

経一三四度一分一秒七二)から一五三度〇五分五七七秒、

二八三・七七メートルの地点

②の地点 ①の地点から一七九度〇二分〇〇秒、二五〇・〇〇メー

トルの地点

③の地点 ②の地点から二五九度〇二分〇〇秒、六〇・〇〇メー

ルの地点

④の地点 ③の地点から二二七度〇二分〇〇秒、二二〇・〇〇メー

トルの地点

⑤の地点 ④の地点から二四九度〇二分〇〇秒、五七五・〇〇メー

トルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三五九度〇二分〇〇秒、六五三・七五メー

トルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から八一度三一分三五秒、三一五・〇〇メー

ルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一七九度〇二分〇〇秒、一五〇・〇〇メー

トルの地点

(三) 面積

三五二、五六四・三〇平方メートル

五 埋立地の用途

その一 ふ頭用地、漁業関連施設用地、道路用地及び緑地

その二 緑地

鳥取県告示第五百二十二号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成四年六月七日から施行する。

平成四年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中

智頭支店	八頭郡智頭町大字智頭
智頭東支店	八頭郡智頭町大字智頭

を 智

頭支店

八頭郡智頭町大字智頭

に、

東伯支店	東伯郡東
浦安駅前支店	東伯郡東

伯町大字徳方
伯町大字徳万

を

東伯支店

東伯郡東伯町大字徳万

に、

境大橋支店	境港市上道町
境中央支店	境港市上道町

を

境大橋支店

境

港市上道町

に改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成四年六月二日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

一日時 平成四年六月四日（木） 午後一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室

三 議題

1 鳥取県教育課程審議会委員の任命について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年六月二日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊 技 機 の 種 類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ニューゼウス	株式会社平和
〃	キッドボックス	〃
〃	キヤッツアイズ	株式会社大一商会
〃	シーソー2	〃
〃	ライバーレジェンドII	株式会社三共
アレンジボール遊技機	アレンパッチソンドX	太陽電子株式会社